

主な財政指標（平成 25 年度）

普通会計における、主な指標は以下のとおり。

指標の名称	単位	平成25年度	平成24年度	指標の説明・算定方法等
財政力指数		0.861 (0.860)	0.862 (0.864)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数 標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表している 【算定方法】 基準財政収入額÷基準財政需要額 の3ヵ年平均 ※カッコ内は当該年度単年度の数値
実質収支比率	%	3.6	4.9	<ul style="list-style-type: none"> 標準財政規模に対する実質収支額の割合 自治体の財政運営の健全性を表す指標 実質収支が黒字ならば正数、赤字ならば負数で表す 【算定方法】 実質収支額÷標準財政規模×100
経常収支比率	%	84.8	85.7	<ul style="list-style-type: none"> 税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどの程度充当しているかを表す 財政構造の弾力性を示す指標 【算定方法】 経常経費充当一般財源÷経常一般財源等×100 ○第2次行財政改革大綱の目標値(平成26年度末) 87%以下
普通会計起債残高	千円	58,826,121	60,462,154	
全会計起債残高	千円	121,663,152	125,639,577	○第2次行財政改革大綱の目標値(平成26年度末) 1,150億円以下
基金残高	千円	14,032,824	11,426,245	
うち財政調整基金	千円	8,928,547	6,753,457	○第2次行財政改革大綱の目標値(平成26年度末) 40億円

各指標の（ ）は当該年度単年度の数値

<用語解説>

- 「基準財政収入額」 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額
- 「基準財政需要額」 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額
- 「標準財政規模」 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの
- 「実質収支額」 歳入歳出差引額から、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額

指標の名称	単位	平成25年度	平成24年度	指標の説明・算定方法等
【健全化判断比率】				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方財政健全化法による4指標。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。また、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。 </div>				
実質赤字比率	%	— [早]11.49 [再]20.00	— [早]11.50 [再]20.00	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの 【算定方法】 一般会計等の実質赤字額÷標準財政規模
連結実質赤字比率	%	— [早]16.49 [再]30.00	— [早]16.50 [再]30.00	<ul style="list-style-type: none"> 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の深刻度を示すもの 【算定方法】 連結実質赤字額÷標準財政規模
実質公債費比率	%	12.1 (9.0) [早]25.0 [再]35.0	13.2 (14.1) [早]25.0 [再]35.0	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 借入金の返済額及びこれに準じた額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの 【算定方法】 $\{ (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \} \div (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})$ <ul style="list-style-type: none"> ※カッコ内は当該年度単年度の数値 ※18%を超える団体は起債許可制に移行する
将来負担比率	%	45.4 [早]350.0	63.9 [早]350.0	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性がどの程度あるか示すもの 【算定方法】 $\{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \} \div (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})$
(参考) 資金不足比率				<ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 【算定方法】 資金不足額÷事業規模
水道事業	%	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 【算定方法】 資金不足額÷事業規模
病院事業	%	—	—	
農業集落排水事業	%	—	—	
公共下水道事業	%	—	—	
		[早]20.0	[早]20.0	

[早]は早期健全化基準、[再]は財政再建基準
「—」は黒字を示す